

最終処分法を改正し、地元首長の同意なしに 最終処分場選定プロセスが進まないよう法定化することを求める決議

政府は2015年5月22日、原発によって生まれる高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定を閣議決定した。

新しい方針では、「国が前面に立って取り組む」ことを強調し、科学的に適正とみられる場所(科学的有望地)を国側から提示し、調査への協力を自治体に申し入れる方式を新たに定めている。

また、最終処分場の選定が円滑に行われるためには、「関係住民に継続的かつ適切に情報提供が行われ、関係住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られることが重要である」と述べている。

現行の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法(最終処分法)では、処分地選定にあたり、「経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と定めているが、反対意見が出た場合の対応については明らかにしていない。

一方、民主党・鳩山由紀夫政権時代の2009年12月8日、政府は質問主意書に対する答弁書を閣議決定し、その中で「当該都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定は行われたいものと考えている」との方針を表明している。

地域の「主体的合意形成が図られる」ためには、何よりも事業を進めようとしている政府に対する信頼が欠かせないはずである。

そのためには、鳩山政権時代に閣議決定した、都道府県知事か市町村長のいずれかが反対する中では、選定プロセスを進めないという方針を法定化し、地域住民の信頼を獲得する基盤とすべきである。

同時に、最終処分場の問題は、立地自治体と住民だけの関心事にとどまらないことは自明である。周辺自治体の意見を十分に反映するような法的見直しも検討されるべきである。

2016年4月17日
脱原発をめざす首長会議